

一戸町国土強靱化地域計画



令和3年(2021年)3月



一 戸 町

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 めざすべき姿	2
第2章 国土強靱化の基本的な考え方	3
1 基本目標	3
2 事前に備えるべき目標	3
3 基本的な方針	4
第3章 想定するリスク	5
1 一戸町の地域特性	5
2 対象とする自然災害	6
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	8
4 施策分野	9
第4章 脆弱性評価	11
1 脆弱性評価の考え方	11
2 脆弱性評価に基づく課題	11
第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策	13
1 重点施策	13
2 推進すべき方策	15
第6章 計画の推進と進捗管理	28
1 計画の推進	28
2 PDCAサイクル	28
3 計画の見直し	28
【巻末1】脆弱性評価結果	29
1 直接死を最大限防ぐ	29
2 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	36
3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する	40
4 地域経済システムを機能不全に陥らせない	40
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る	41
6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	43
7 地域社会・経済を迅速に再建・回復する	44
【巻末2】個別事業一覧	47
用語	50

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災では未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会、経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年、気候変動の影響等による集中豪雨の多発化や、台風の大型化、地震の激甚化をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などが連続的に起きており、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が一段と認識されることとなった。

国は、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）が閣議決定され、平成30年12月に国基本計画の変更について閣議決定した。

岩手県は基本法に基づき、国基本計画及び東日本大震災の教訓等を踏まえ、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった安全・安心な地域社会の構築に向け、平成28年2月に「岩手県国土強靱化地域計画」（以下、「県計画」という。）を策定し、その後平成29年6月、令和2年1月に県計画を改訂した。

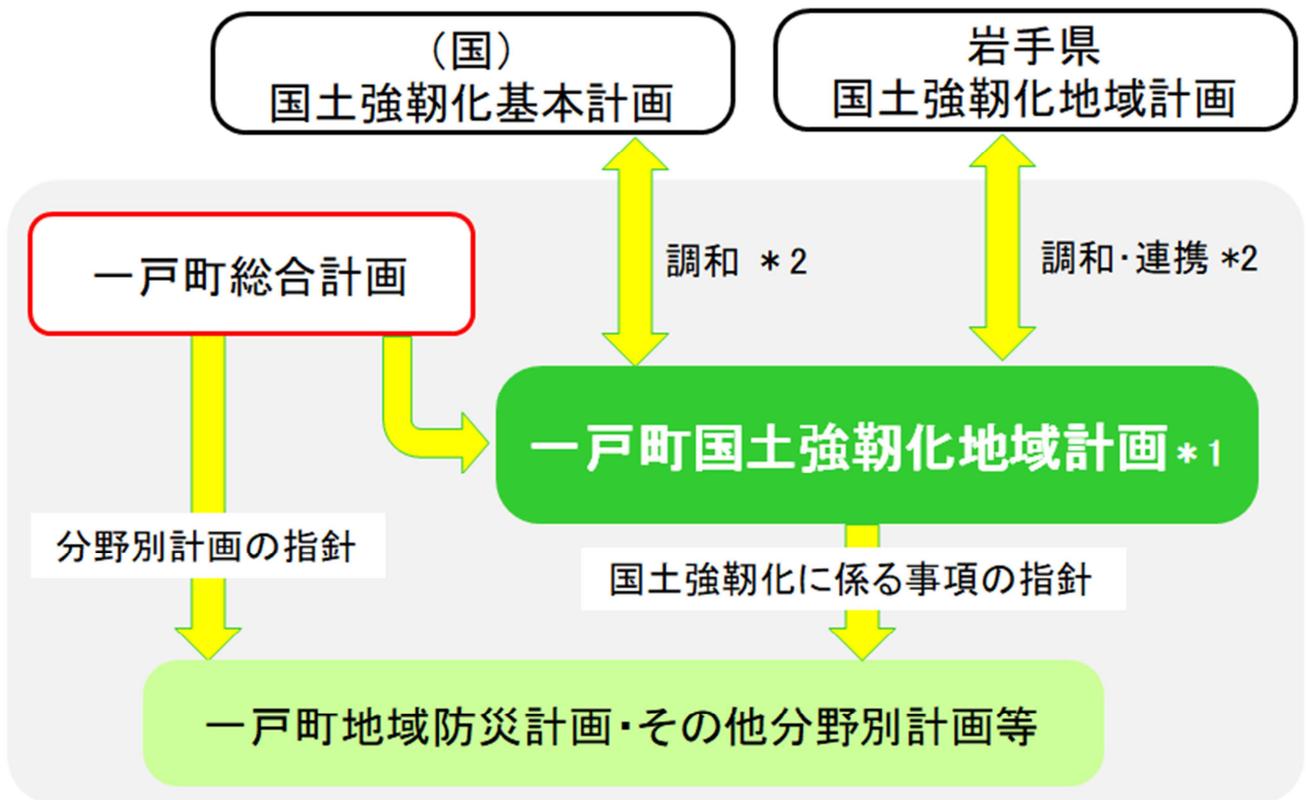
本町においては平成31年度に「一戸町基本計画」を策定し、一戸町が目指す姿として「(1)みんなが生き生きと繋がって賑わいをつくり出しているまち」「(2)みんなが自然や文化がもつ魅力を引き出しているまち」「(3)みんなが安心でき、これからも暮らし続けたいと思うまち」を掲げ、安全・安心の防災対策等を推進しているところである。しかしながら、少子高齢化の進行や人口減少に伴う地域防災力の低下、各種インフラの老朽化、限られた財源といった厳しい状況の中で、大規模自然災害への備えの緊急性も一層増している。

このような背景を踏まえ、事前防災・減災の観点より国基本計画及び県計画との調和・連携を図りながら、あらゆる大規模自然災害に対応するためハード・ソフト両面からの対策を適切に組合せて効果的に施策を推進し、強靱な地域づくりを目指すための指針として「一戸町国土強靱化地域計画」を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」である。本町においては、一戸町総合計画を最上位計画とし、地域防災計画はもとより他の計画等における国土強靱化に係る事項の指針として位置付けるものである。

また、本計画は、同法第14条に基づき、国基本計画との調和を図るものとし、加えて、県計画と調和・連携を図るものとする。



※1 国土強靱化基本法(13条) ※2 同法(14条)

3 計画期間

計画の対象期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの概ね5年間とする。

4 めざすべき姿

本計画では、一戸町総合計画における一戸町の将来像等の実現を国土強靱化の観点（「強く・しなやかな地域を形成する」）から全庁体制で推進する。

- (1) みんなが生き生きと繋がって賑わいをつくり出しているまち
- (2) みんなが自然や文化がもつ魅力を引き出しているまち
- (3) みんなが安心でき、これからも暮らし続けたいと思うまち

第2章 国土強靱化の基本的な考え方

1 基本目標

国基本計画及び県計画の取組を踏まえ、本町における国土強靱化を推進する上での基本目標を次のとおり定める。

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 町民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- 4 迅速な復旧・復興を可能とする

2 事前に備えるべき目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、基本目標を達成するために、事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- 1 人命の保護を最大限図る
- 2 救助・救急、医療活動等を迅速に行う
- 3 必要不可欠な行政機能を維持する
- 4 地域経済システムを機能不全に陥らせない
- 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
- 6 制御不能な二次災害を発生させない
- 7 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

3 基本的な方針

国土強靱化は、いつ起こるとも知れない大規模自然災害を想定することから、計画策定後にはPDCAサイクルによる進捗管理を行うことを基本とする。

そのため、現状における脆弱性評価を行った上で、その結果を踏まえた施策を設定し、さらに施策の重点化（選定）を行い、計画的に推進していくものとする。

第3章 想定するリスク

1 一戸町の地域特性

(1) 地理・地形

本町は、岩手県内陸北部に位置し、北上山地に連なる東部と奥羽山脈に連なる西部に大別され、東部は山々が深い谷を形成し、西部は標高 1,018m の西岳山麓に広がる高原地帯である。

町域の東は九戸村及び葛巻町、西は二戸市、南は岩手町と接し、総面積約 300.03k m²を有する町である。

県内第二の河川である一級河川馬淵川が町のほぼ中央部を北流しており、市街地はその河岸段丘上に分布している。

近隣都市への距離は、盛岡市に約 69.0km、八戸市に 48.3 k m に位置する。

(2) 気候

本町の気候は夏と冬、昼と夜の温度差が大きい内陸性の気候となっている。初雪は、11 月前半頃にみられ、最深積雪量は 2 月の約 35~70 cm である。

(3) 人口

本町の総人口は、平成 12 年（2000 年）の国勢調査における 16,933 人から減少傾向にあり、平成 27 年（2015 年）には 12,919 人となっている。また、令和 3 年 1 月時点（住民基本台帳）では 11,899 人となっている。

2 対象とする自然災害

(1) 想定される自然災害

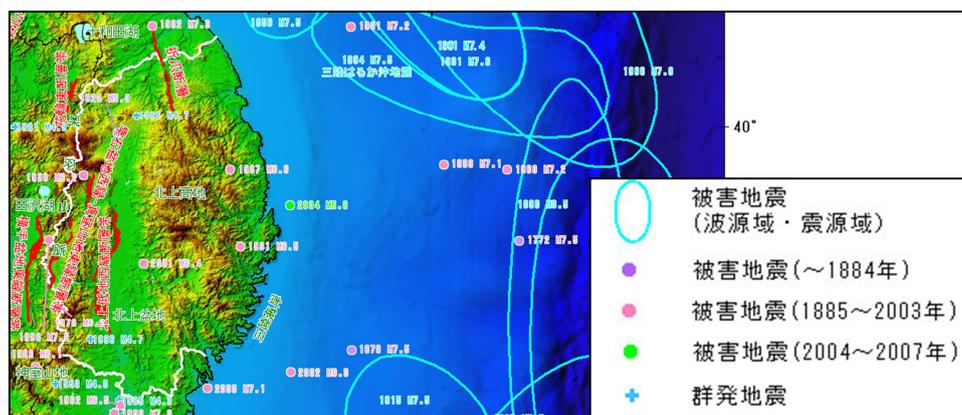
東日本大震災等を踏まえ、県計画において想定されている自然災害は、次のとおりである（なお本町においては津波を除く）。また活断層の位置を合わせて以下に示す。

■ 県計画における想定自然災害

自然災害	想定する過去の主な災害〔発生日〕（規模） 【被害状況】
地震	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）〔H23. 3. 11〕 （M9.0 最大震度7 津波の高さ8.5m以上）※ 死者・行方不明者数:5,802人 避難者:48,000人 家屋倒壊:25,716棟 産業被害額:8,294億円 公共土木施設被害額:2,573億円 停電:81万戸 ガス供給停止:9.4千戸 断水:18万戸 電話不通:6.6万回線 ※ 津波観測点で収録されていた記録を回収・分析した中で、最も高い値を記載。
津波	
火山噴火	岩手山における ・ 山体崩壊〔約6,000年前〕（大規模な山体崩壊） ・ 水蒸気爆発（水蒸気噴火）〔約3,200年前〕（噴出量1,000万m ³ ） ・ 山頂噴火〔1686年（貞享3年）〕（噴出量8,500万m ³ ） { 火山灰、噴石、溶岩流、火砕流、土石流、火山泥流等 } <岩手県内の活火山：八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山>
風水害・土砂災害	アイオン台風〔S23.9.16〕（最大日降水量285.2mm） 死者・行方不明者数:709人 家屋倒壊:3,715棟 床上浸水:15,774棟 床上浸水:14,157棟 土木被害:5,621ヶ所 農作物被害:60,000ha
雪害	豪雪災害〔S38.1.6〕（最大積雪3m） { 死者数:11人 土木（道路）被害:87ヶ所 }
その他	三陸フェーン火災〔S36.5.30〕（異常乾燥下における林野火災） { 建物全焼:1,142棟 }

（資料：岩手県国土強靱化地域計画）

■ 活断層の位置



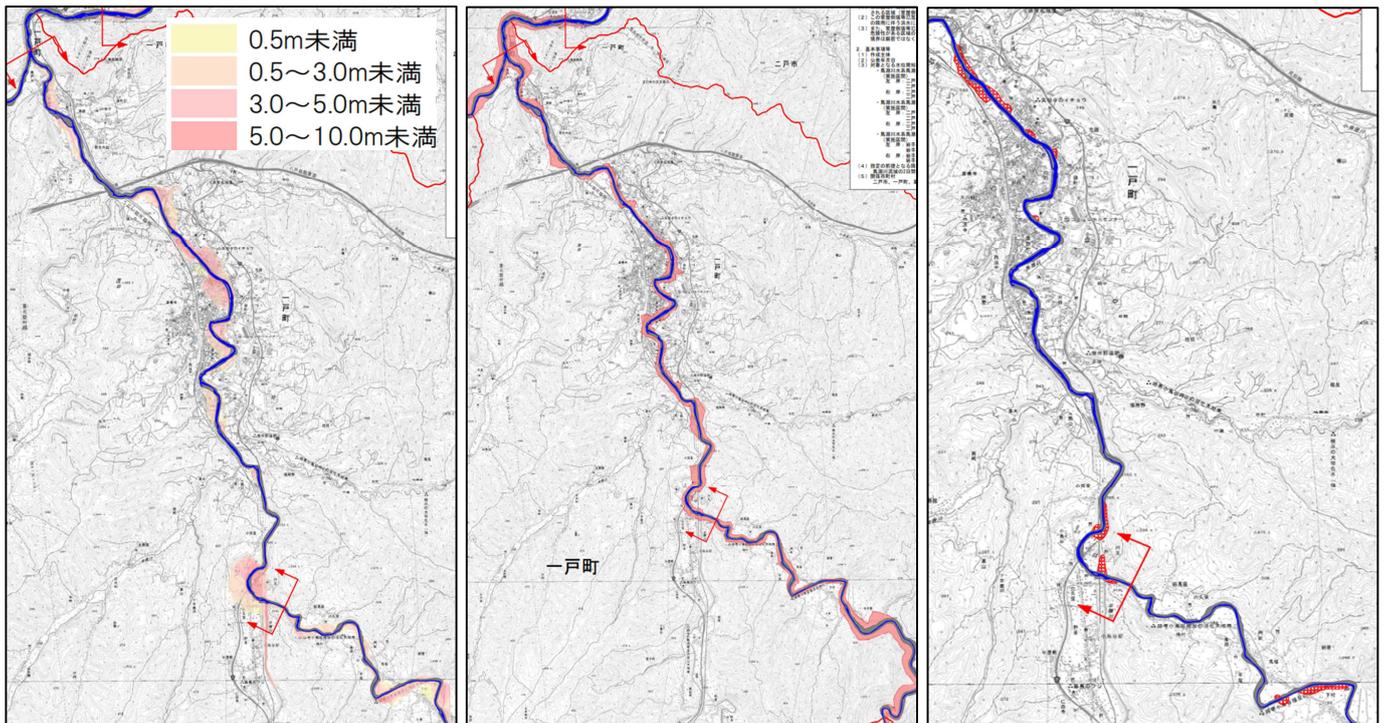
（資料：政府／地震調査研究推進本部）

(2) 大規模風水害の想定

大規模風水害の想定については、水防法の規定により、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定が国土交通省から「馬淵川洪水浸水想定区域図」として公表されている。

■馬淵川洪水浸水想定区域図（国土交通省）

- 平成30年9月28日指定（水防法）
- 想定最大規模の前提条件：馬淵川流域の2日間の総雨量317mm

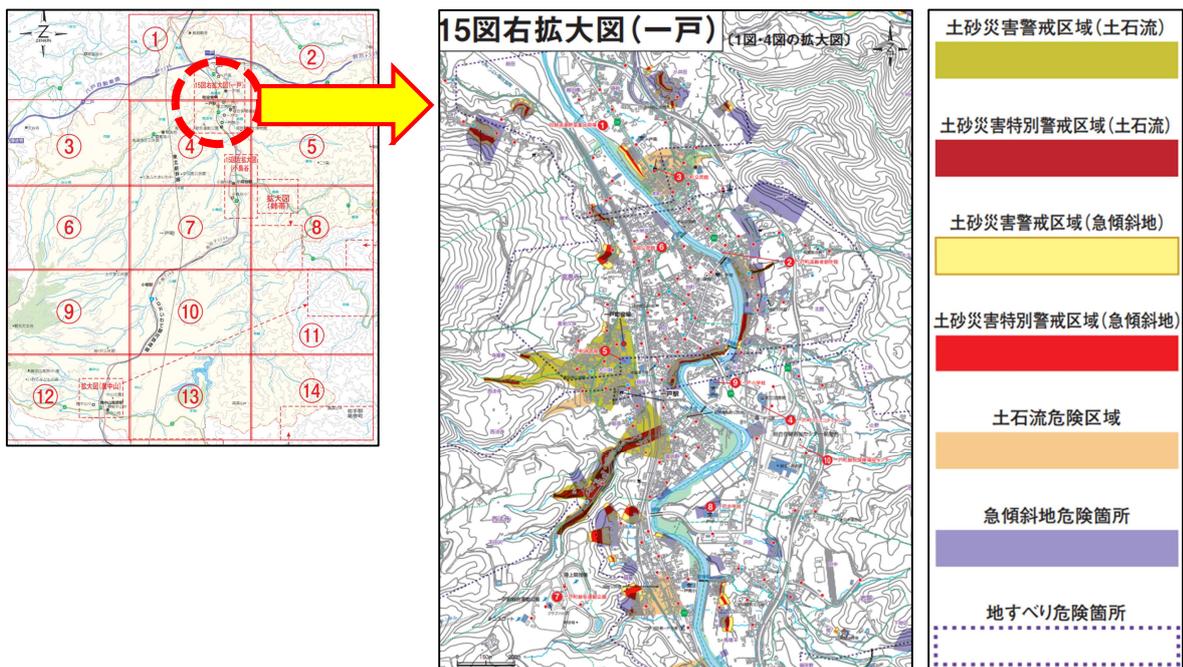


浸水想定区域（想定最大規模）

家屋倒壊等危険区域（河岸浸食）

家屋倒壊等危険区域（氾濫流）

■一戸町防災マップ（一戸町）



3 起きてはならない最悪の事態

本町の地域特性等を踏まえた上で、国基本計画及び県計画において設定された「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」との調和を図りつつ、「事前に備えるべき基本目標」の妨げとなるものを、本町における21のリスクシナリオとして、次のとおり設定する。

■本町における起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
<p>1 直接死を最大限防ぐ</p>	1-1	地震による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）
	1-2	異常気象等による豪雨かつ長期的な市街地等の浸水
	1-3	大規模な火山噴火、土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-5	情報伝達の途絶・長期停止等の情報伝達機能の低下や避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
<p>2 救助・救急、医療活動等が迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する</p>	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
	2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の停止
	2-5	被災地における感染症の大規模発生
<p>3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する</p>	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4 地域経済システムを機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
	4-2	食料等の安定供給の停滞
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	5-2	上下水道等の長時間にわたる供給・機能停止
	5-3	県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	ため池等の損壊・機能不全による複合災害・二次災害の発生
	6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 地域社会・経済を迅速に再建・回復する	7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野

国土強靱化に関する施策分野は、国基本計画及び県計画との調和を図るため、次の5つの個別施策分野と5つの横断的施策分野を合わせた合計10の分野とする。

これら10の分野は、それぞれ密接に関連していることから、各分野における具体的な取組の推進にあたっては、所管部署を明確にした上で関係機関等との推進体制を検討し、取組の実効性を確保できるよう留意する必要がある。

■国土強靱化に関する施策分野

<p>個別施策分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 行政機能・情報通信・防災教育 ② 住宅・都市 ③ 保健医療・福祉 ④ 産業 ⑤ 国土保全・交通
<p>横断的分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① リスクコミュニケーション ② 老朽化対策 ③ 人口減少・少子高齢化対策 ④ 人材育成 ⑤ 官民連携

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、国土や経済、暮らしが、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つこととされている。

基本法第9条においては、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとされており、国基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

岩手県においても、県が取り組むべき施策を中心に脆弱性評価が実施されている。

本町においても、町が実施すべき施策を中心に脆弱性評価を実施する。

2 脆弱性評価に基づく課題

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連計画等に位置づけられた施策等をベースとして課題を分析するとともに、施策の進捗度合いを把握しつつ、本町における現状の脆弱性を評価した。評価結果のポイントは次のとおりである。詳細については、巻末1に示す。

■脆弱性評価の結果に基づくポイント

①ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長期間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模等を十分に勘案して取り組む必要がある。

このため、比較的短期間で一定の効果を得ることができるよう、施策の重点化を図りつつ、ハード対策とソフト対策を適切に組合せ、効果的に施策を推進する必要がある。

②代替性・冗長性の確保

生活に欠かすことのできないインフラ施設、情報伝達手段、交通・物流ネットワークなど、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、バックアップ施設や代替システムの整備、ネットワーク化を図り、代替性・冗長性の確保を進めていく必要がある。

③各主体との連携

国土強靱化に向けた取組の推進にあたっては、本町のみならず、国、県、住民、事業者等多岐にわたる多様な主体の参画が重要である。

各主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、平常時から連携強化を図るとともに役割分担を明確化し、災害時の実施体制を確保する必要がある。

④国土強靱化に向けた継続的な取組

国土強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要である。このため、P D C Aサイクルによる進捗管理を行うとともに、施策の見直し・改善を行い、継続的な取組を行う必要がある。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

1 重点施策

限られた資源・財源の中で、国土強靱化に関する施策を効率的・効果的に推進していくためには、優先順位の高い取組を設定し、重点化を図りながら進める必要がある。

そのため、人命保護を最優先として、本町が直面する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を踏まえ、事態が回避されなかった場合の影響の大きさや緊急度、進捗状況、平時の活用等の観点から、重点化すべき取組を次のとおり選定する。

- ① 影響の大きさ：当該施策を講じない場合、災害時にどの程度重大な影響を及ぼすか
- ② 緊急度：想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか
- ③ 進捗状況：どの程度進捗しているか、これまで以上に工場させる必要があるか
- ④ 平時の活用：災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか

■ 施策を重点化するリスクシナリオ（ ：アンダーライン）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 直接死を最大限防ぐ	<u>1-1</u>	<u>地震による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）</u>
	<u>1-2</u>	<u>異常気象等による豪雨かつ長期的な市街地等の浸水</u>
	<u>1-3</u>	<u>大規模な火山噴火、土砂災害等による多数の死傷者の発生</u>
	1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	<u>1-5</u>	<u>情報伝達の途絶・長期停止等の情報伝達機能の低下や避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生</u>

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
<p>2</p> <p>救助・救急、医療活動等が迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する</p>	2-1	<u>被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止</u>
	2-2	<u>多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</u>
	2-3	<u>自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足</u>
	2-4	<u>医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺</u>
	2-5	被災地における感染症の大規模発生
<p>3</p> <p>必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する</p>	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
<p>4</p> <p>地域経済システムを機能不全に陥らせない</p>	4-1	<u>サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞</u>
	4-2	<u>食料等の安定供給の停滞</u>
<p>5</p> <p>必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る</p>	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	5-2	上下水道等の長時間にわたる供給停止
	5-3	<u>県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止</u>
<p>6</p> <p>制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</p>	6-1	<u>ため池等の損壊・機能不全による複合災害・二次災害の発生</u>
	6-2	<u>農地・森林等の荒廃による被害の拡大</u>
<p>7</p> <p>地域社会・経済を迅速に再建・回復する</p>	7-1	<u>災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</u>
	7-2	復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 推進すべき方策

(1) 施策分野ごとの対応方策

施策分野ごとの推進方策は、次のとおりである。

- ※ 施策名の横に記載する【】内の文字は各施策を所管する部署を記載したもの。
- ※ 〈再掲〉：部署の横に記載
- ※ 重点：重点施策

個別施策分野	① 行政機能・情報通信・防災教育
<p>(1) 防火対策の強化【総務課】重点</p> <p>消防本部に対し、火災予防のため、事業所等に対する予防対策の推進を要請する。また、町広報紙や消防団による広報活動により、火災予防の徹底を図る。(1-1)</p>	
<p>(2) 消防力の強化【総務課】重点</p> <p>消防車両及び装備品を適正に管理するとともに、消防団の装備の充実強化を図り、消防力の強化を図る。(1-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防施設、車両、装備品等の更新・増強 ・ 消防水利の整備及び多様化（ため池等の活用） ・ 消防団員の確保 	
<p>(3) 土砂災害防止対策の推進【総務課】重点</p> <p>県から土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な措置を地域防災計画に定める。また、土砂災害ハザードマップを作成し、住民に対して土砂災害発生のおそれのある区域の周知を図る。(1-4)</p>	
<p>(4) 施設・事業所等の訓練【総務課、健康こども課、学校教育課、関係各課】</p> <p>保育園、小学校、中学校及び社会福祉施設の管理者に対して、避難訓練の実施や避難計画の策定を支援し、要配慮者利用施設の避難対策を促進する。(1-5)</p>	

(5) 町職員に対する防災教育【総務課】重点

町職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する研修の実施を推進する。
(1-5)

(6) 住民に対する防災知識の普及【総務課】重点

住民に対し、災害発生の危険性を周知するとともに、災害発生時に住民が的確な避難行動を行えるよう、災害に関する知識並びに災害発生時における避難行動等について、広報紙、ハザードマップ、防災研修等により、正しい防災知識の普及を推進する。(1-5)

(7) 災害時における情報伝達体制の整備【総務課、まちづくり課】重点

住民等に対する気象警報等の緊急情報を確実かつ迅速に伝達するための手段として、防災行政無線の改修等、情報伝達手段の多重化に取り組む。(1-5)

(8) 避難対策の整備【総務課】重点

住民に対し、平常時から災害発生の危険性を広く周知するとともに、住民の避難計画策定を支援する。また、避難所及び避難場所への安全かつ円滑な避難のため、避難所看板や避難誘導標識の設置、避難路の整備等の避難対策について検討する。(1-5)

(9) 広報体制の整備【総務課、福祉課】

災害時における的確な広報活動を実施するため、被災者、要配慮者等への情報提供及び関係機関との連絡体制の整備を推進する。(1-5)

- ・被災者への的確な情報伝達体制の整備
- ・関係機関の連絡体制の整備
- ・要配慮者等への情報提供体制の整備
- ・避難行動要支援者等に関して避難支援等関係者間での情報提供体制の整備

(10) 生活必需品等の供給体制の整備【総務課、関係各課】重点

生活上必要な被服、寝具その他の日常用品等の喪失等により、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給付又は貸与するため、町は、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備する。(2-1)

(11) 地域防災力の向上【総務課、関係各課】重点

災害時における災害規模や災害事象に応じた防災計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、職員の参集、情報伝達、避難支援、救助、避難者の受入等の訓練を実施し、地域防災力の向上に努める。(2-2)

(12) 他市町村等との相互協力体制の整備【総務課、関係各課】重点

- ①相互応援体制の整備に努める他、他市町村への応援要請及び応援受入など、受援体制強化に取り組む。
- ②警察組織及び消防本部との情報伝達要領の習熟等、平時から連携強化を図る必要がある。(1-3) (2-2) (3-2)

(13) 消防団の活動能力の向上【総務課】重点

消防団の教育訓練及び研修受講を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努める。また、消防団の活動能力保持・向上のため、消防団員の確保に努める。(2-2)

(14) 帰宅困難者支援体制の整備【関係各課】重点

災害時における帰宅困難者を支援するため、帰宅困難者への適切な情報提供、一時的な避難所の提供、学校等における対策の啓発等について検討する。(2-3)

(15) 災害時の生活情報の広報【総務課、関係各課】重点

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制状況、ライフラインの復旧状況等を、庁舎や交番等における掲示、放送機関からの放送等により、情報提供できるよう努める。(2-3)

(16) 帰宅困難者に対する避難場所の提供【総務課、関係各課】重点

町が所管する施設において、待機する場所がない観光客等の帰宅困難者を対象とした一時的収容の可能性を検討する。(2-3)

(17) 医薬品・医療資機材の確保【健康こども課】重点

応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材の確保に取り組むとともに、関係機関等との連携強化を図る。(2-4)

(18) 医薬品等の供給体制の確保【健康こども課】重点

県と連携し、災害発生時の救護医療に必要な医薬品等の供給体制を確保することに努める。(2-4)

(19) 保健衛生・防疫活動体制の整備【関係各課】重点

被災地域においては、衛生条件が悪化し、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるため、感染症対策に必要な体制を整備する。(2-5)

(20) 防疫用薬剤及び資材等の確保【関係各課】重点

災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、平常時からその確保に取り組む。(2-5)

(21) 避難所等機能の整備・点検【総務課、学校教育課、関係各課】重点

避難所等を長期にわたって使用することを想定し、避難所台帳等をもとに避難所施設の機能を整備する。具体的には、安全性の向上とともに、防災拠点・生活の場としての機能向上のため、非常用電源や空調設備、非構造部材、トイレなどの整備、更新を検討する。(2-6)

(22) 災害ボランティアの受入体制の整備【関係機関】重点

社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの活動拠点や資機材等の活動環境の整備等に必要な支援を行う。(2-6)

(23) 生活相談受付【総務課、関係各課】

災害によって生じたストレスをはじめ、各種相談に対応するため、避難所等において相談員等を派遣するなどの相談受付体制を整える。(2-6)

(24) 総合防災訓練の実施【総務課】重点

災害時の防災体制に万全を期するため、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、避難誘導、救出救助、医療救護等の総合的な訓練を実施する。(3-2)

(25) 防災拠点施設の確保【総務課、関係各課】重点

災害時の地域における災害対策活動拠点となる施設の確保を図る。その際、施設の耐震・耐火対策、非常用発電設備の充実並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮する。(3-2)

(26) 通信施設の整備【総務課、関係各課】重点

災害時情報収集及び住民等への情報伝達手段確保のため、町防災行政無線等、情報伝達手段の多重化を推進する。また、災害時の通信機能を確保するため、非常用電源の確保等の措置を図る。(4-1)

(27) 輸送車両、燃料等の調達体制の整備【総務課】重点

災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。(5-1)

(28) 災害用臨時ヘリポートの整備【総務課、関係各課】重点

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポ

一トの選定、整備に努める。(5-5)

(29) 風評被害等への対応【関係各課】

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。(6-1)

(30) 備蓄体制の整備【総務課、関係各課】 **重点**

備蓄体制に関する県の指導・助言に従い、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）の整備に努める。(6-2)

(31) 二次災害の防止体制の整備【関係各課】 **重点**

水害・土砂災害防止体制の整備を図る。

(32) 林野火災予防対策の推進【総務課、関係各課】 **重点**

「岩手県山火事防止対策推進協議会」の考え方を踏まえることを基本とし、消火活動が困難な地域において発生する林野火災については、乾燥や強風などの気象条件によっては甚大な被害をもたらす可能性があるため、気象情報に注視するとともに、地域住民や入山者への周知活動や火入れ、たき火等を制限するなどの予防対策を推進する。(7-3)

(33) ごみ処理体制の整備【水環境課】

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみを適正に処理するために必要な体制を整備する。(8-1)

(34) がれき処理体制の整備【水環境課】

災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生した廃木材及びコンクリート等（以下「がれき」という。）を適正に処理するために必要な体制づくりに努める。(8-1)

<重要業績指標>

- ・ 避難所として開設できる学校数：維持継続
- ・ 定期的な情報交換：年1回（R2）→維持継続
- ・ 防災拠点のWi-Fi整備・更新施設数：2箇所

個別施策分野

②住宅・都市

(1) 公共建築物等の耐震化【総務課、地域整備課、関係各課】重点

防災上重要な公共施設を指定し、指定した施設について耐震点検を実施するとともに、その結果に基づき、耐震耐火構造への改築、補強等の耐震改修を推進する。(1-1)

(2) 一般建築物等の耐震化【総務課、地域整備課、関係各課】重点

耐震改修の相談窓口を開設し、県及び建築士団体等との連携により、建築物の所有者等に対し、耐震診断・改修について相談業務、知識の啓発・普及を行うとともに、耐震化等を促進するために必要な支援を行う。(1-1)

(3) 小・中学校の消防設備改修【学校教育課】重点

小・中学校の消防設備の改修を行うことにより、災害時に問題なく対応できる状態にし、児童・生徒の安全・安心を確保する。(1-1)

(4) 防災訓練の実施【総務課、地域整備課、関係各課】重点

地震・洪水・土砂災害など様々な災害リスクを想定したハザードマップを作成し、災害への警戒が必要な区域について住民へ周知するとともに、ハザードマップを活用した訓練を実施する。(1-3)

(5) 河川施設の管理、整備【総務課、地域整備課】重点

県等施設管理者に、河川氾濫に際しての河川施設の被害の想定、点検の実施を要請する。河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから必要な河川整備や監視カメラ等の設置を要望するとともに、その推進に協力する。(1-3)

(6) 避難所の指定【総務課、関係各課】重点

避難所を指定避難所と一時避難場所に区分し、安全性、収容能力、近接性等を総合的に考慮し、適切な施設を指定する。(2-6)

(7) 福祉避難所の確保【総務課、福祉課、関係各課】重点

民間事業者と連携し、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所として、福祉避難所を開設し、運営する。(2-6)

(8) 上水道施設【水環境課】重点

平常時から水道施設の耐震性強化や緊急遮断弁等の整備による被災時の給水の確保や復旧のための体制について、水道事業者との情報共有に努める。(5-

2)

(9) 雨水排水施設【地域整備課】重点

市街地の浸水被害等を防止するため、雨水の迅速な排除が行えるよう浸水対策に努める。(5-3)

＜重要業績指標＞

- ・ 防災訓練の実施回数：継続実施
- ・ 各学校における避難訓練の実施回数：継続実施
- ・ 保育所の耐震化率：継続促進
- ・ 空家の有効活用件数：継続促進
- ・ 各学校の消防設備点検の実施回数：年1回→継続実施
- ・ 水道事業者との連携：随時→継続実施
- ・ 災害廃棄物処理計画策定に向けた取組と同計画に基づく連携：随時
- ・ 下水道事業の広域連携：随時→継続実施

個別施策分野

③ 保健医療・福祉

(1) 避難行動要支援者対策【総務課、福祉課】重点

要配慮者のうち、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から所在の把握や情報の共有化を図る。(1-5)

(2) 要配慮者に対する救出救護体制の整備【総務課、福祉課、関係各課】重点

一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。(2-2)

(3) 医療機関との連携体制の整備【総務課、福祉課、健康こども課】重点

災害時の医療救援のため、医師会との連携強化に努める。(2-2)

(4) 長期的医療体制の整備【福祉課、健康こども課】重点

避難所や被災地を巡回する巡回医療やこころのケア対策を実施するための準備を推進する。(2-6)

＜重要業績指標＞

- ・ 避難行動要支援者名簿の整備及び内容の更新：随時→継続実施

個別施策分野

④ 産業

(1) 活力ある事業所づくり【関係各課】

現行の融資制度を推進し、町内事業者の事業拡大や設備投資などの支援を行う。(6-1)

(2) 雇用機会の確保【関係各課】

被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、被災者に情報を提供するとともに、労働局及び県に対する要請措置等、必要な対応を図る。(8-2)

(3) 地域資源を活かした魅力づくり【関係各課】

町内外の人々に、御所野遺跡等の町の豊かな歴史・文化をより知ってもらうため、歴史・文化資源の情報発信等を推進する。(8-3)

(4) ため池施設の維持管理、整備【農林課】 **重点**

ため池等の管理者に、所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう、諸施設の整備推進に努める。(7-2)

(5) 農地の有効利用と農業基盤整備【農林課、地域整備課】

農業用水路、ため池等、農業基盤の計画的な整備に取り組む。(7-3)

(6) 農業の担い手の育成支援【農林課、農業委員会】 **重点**

農業後継者や新規就農者など意欲ある担い手の育成支援を行うとともに、農地の適正管理・指導を徹底することで、担い手への利用集積を図る。(7-3)

＜重要業績指標＞

- ・ 加工品開発件数：随時拡大
- ・ 活動参加人数：随時促進

個別施策分野

⑤ 国土保全・交通

(1) 道路付属物等の整備【地域整備課】重点

既存の橋梁や道路照明灯等の道路付属物のうち、橋梁については、個別施設計画に基づき大規模倒壊や崩落の防止に努める。また、その他の道路照明灯や道路反射鏡等については、定期的な点検結果をもとに倒壊の危険性があるものから改修・補強に努める。(1-1)

(2) 都市基盤施設等の整備【地域整備課】重点

市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路や防災活動拠点となる幹線道路、公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備など防災に配慮した事業を検討する。(1-5)

(3) 緊急輸送道路ネットワークの整備【地域整備課】重点

緊急輸送道路ネットワーク（幹線道路と防災拠点を連絡する道路網又は防災拠点を相互に連絡する道路網）に位置づけられた路線等について、その耐震性、安全性の強化を必要に応じて県に要請する。(2-1)

(4) 幹線道路の整備【地域整備課】重点

幹線道路が被災により不通となったときは、町域が分断され、大きな障害が発生する。そのため、重要な役割を担っている幹線道路について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう必要に応じて国、県に要請する。(5-3)

(5) 生活道路の整備【地域整備課】重点

生活道路は、災害時の避難行動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。既存道路については、災害時に起こりうる問題等を把握し、必要に応じて歩道及び排水施設等の整備を検討するとともに、適切な維持、管理に努める。(5-3)

(6) 橋梁の整備【地域整備課】重点

災害時における橋梁機能の確保のため、安全性に配慮した改修・補強に努める。(5-4)

(7) 河川施設の管理、整備【総務課、地域整備課】（再掲）重点

国・県等施設管理者に、河川氾濫に際しての河川施設の被害の想定、点検の実施を要請する。河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから必要な河川整備や監視カメラ等の設置を要請するとともに、その推進に協力する。

(1-3)

(8) 自主防災活動の育成・支援【総務課】重点

住民に対し、防災研修や防災訓練等を通して、自主防災組織の活動の重要性や役割について啓発を行う。地域の防災リーダーを育成し、自主防災活動の支援を図るため、住民の防災士資格の取得助成について検討する。(1-5)

<重要業績指標>

- ・ 要望活動回数：随時実施
- ・ 崩落対策実施件数：1件
- ・ 土砂災害対策実施件数：1件

横断的分野

① リスクコミュニケーション

(1) 水防体制の強化【総務課、地域整備課】重点

消防団、関係機関と連携し、浸水等による水害を最小限に留めるため、水防体制の強化に努める。(1-2)

(2) 住民に対する防災知識の普及【総務課】(再掲)重点

住民に対し、災害発生の危険性を周知させるとともに、災害発生時に住民が的確な避難行動を行えるよう、災害に関する知識並びに災害発生時における避難行動等について、広報紙、ハザードマップ、防災研修等により、正しい防災知識の普及を推進する。(1-5)

(3) 土砂災害警戒区域等の周知【総務課、関係各課】重点

土砂災害警戒区域や浸水想定区域に指定された区域の住民に対して、避難確保のため必要な情報を広報紙や土砂災害及びハザードマップ等により周知し、警戒避難体制の確立を図る。(1-5)

(4) ハザードマップの整備・更新【総務課】重点

洪水、土砂災害、地震等の様々な災害リスク及び地域特性や防災啓発記事を記載したハザードマップを作成・見直しを行い、印刷物やインターネットなど多様な手段にて住民等へ周知を図る。(1-5)

(5) 外国人の支援対策【総務課、関係各課】重点

町内で生活する外国人の災害時の安全性を確保するため、県及び関係機関と連携し、外国語による防災啓発記事の掲載や防災パンフレット等による防災知識の普及、災害時の避難場所等の情報提供に努める。(1-5)

横断的分野	② 老朽化対策
<p>(1) 一般建築物等の耐震化【関係各課】重点</p> <p>耐震改修の相談窓口を開設し、県及び建築士団体等との連携により、建築物の所有者等に対し、耐震診断・改修について相談業務、知識の啓発・普及を行うとともに、耐震化等を促進するために必要な支援を行う。(1-1)</p> <p>(2) 空家対策【地域整備課】</p> <p>住環境の改善、安心・安全のまちづくりを推進するため、町内の老朽危険家屋等の解体に対して解体工事費を補助する。(1-1)</p> <p>(3) 下水道施設【水環境課】重点</p> <p>管路破断被害及び機能不全等を防止するため、下水道施設の設計及び施工にあたっては、耐震性の確保に努める。(5-3)</p> <p>(4) 緊急輸送道路の確保【総務課、地域整備課】重点</p> <p>緊急輸送を効果的に実施するため、災害時の緊急輸送道路の確保について検討するとともに、緊急輸送道路の障害物除去作業等に必要な資機材及び車両、応急復旧等に必要の人員等を調達できるように協力体制を整備する。(5-4)</p> <p>-----</p> <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の耐震化率：継続促進 	

横断的分野	③ 人口減少・少子高齢化対策
<p>(1) 農業の担い手の育成支援【農林課】重点</p> <p>① 地域農業における将来ビジョンを明確に推進し、地域農業経営の安定化を図る。</p> <p>② 農業後継者や新規就農者など意欲ある担い手の育成支援を行うとともに、農地の適正管理・指導を徹底することで、担い手への利用集積を図る。</p>	

横断的分野	④ 人材育成
<p>(1) 自主防災活動の育成・支援【総務課】(再掲) 重点</p> <p>住民に対し、防災研修や防災訓練等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割について啓発を行う。また、自主防災活動の中心的役割を担う地域の防災リーダーを育成するため、住民の防災士資格の取得助成を検討する。(1-5)</p> <p>(2) 町職員に対する防災教育【総務課】(再掲) 重点</p> <p>町職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する研修の実施を推進する。</p> <p>(1-5)</p> <p>(3) 自主防災組織等の活動能力の向上【総務課】 重点</p> <p>各自主防災組織に対し、救出用資機材等を備えた倉庫の設置を推進するとともに、訓練等を通じて、救出救助方法の習熟やPR活動を推進する。(2-2)</p> <p>(4) ボランティア活動の普及・啓発【総務課、関係各課】</p> <p>住民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行う。ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるため、研修会や講習会を通じて、それぞれの地域におけるボランティアリーダー及びコーディネーターの育成・支援を推進する。(2-6)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア取組件数：随時拡大 	

横断的分野	⑤ 官民連携
<p>(1) 防災訓練の実施【総務課、関係各課】(再掲) 重点</p> <p>河川の氾濫等に対する警戒、水防活動の円滑な遂行を図るため、避難情報等の伝達、関係機関及び職員等の動員、水防資機材の輸送、避難等の訓練を実施する。また、地震・洪水・土砂災害など様々な災害リスクを想定したハザードマップを作成し、災害への警戒が必要な区域について住民へ周知するとともに、ハザードマップを活用した訓練を実施する。(1-3)</p> <p>(2) 事業者等における災害対策の推進【関係各課】 重点</p> <p>事業者等における発災時の安否確認や情報収集、従業員等の安全確保や事業</p>	

の継続などについて定めた計画策定を支援する。また、帰宅する者の安全確保の観点に留意し、適切な措置を行うまでの間、事業者等において必要となる水、食料、毛布などの備蓄について啓発する。(2-3)

(3) 電話施設の耐災環境の整備【関係機関】重点

電話通信事業者は、平常時から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。(4-1)

(4) 電力施設の耐災環境の整備【関係機関】(再掲)重点

電気事業者は、地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備を図る。(5-1)

(5) ガス施設の耐災環境の整備【関係機関】(再掲)重点

ガス事業者は、地震等の災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な防止対策を促進する。(5-1)

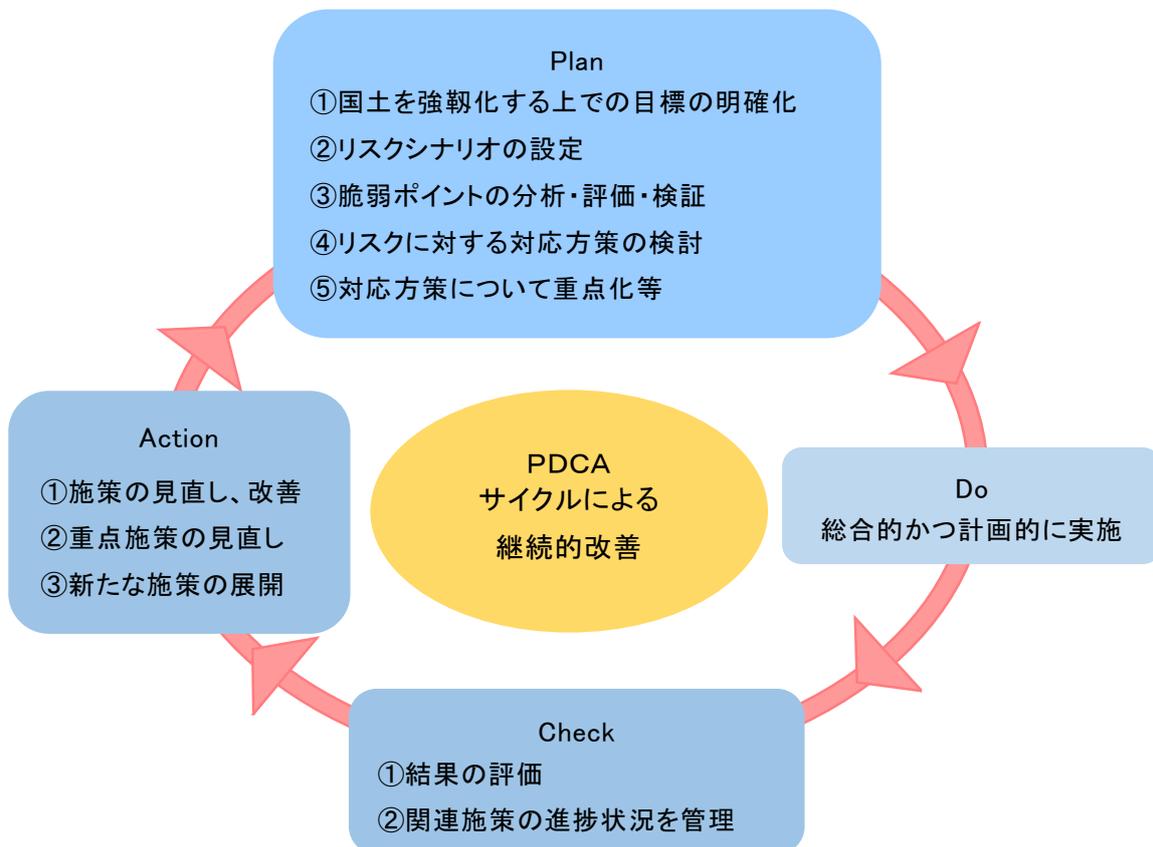
第6章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進

本町の国土強靱化に向けた取組にあたっては、庁内横断的な体制のもと、国・県をはじめ、関係団体、事業者、町民等との連携・協力を進めることが重要である。このため、平常時から各種取組を通じた関係づくりに努める。

2 PDCAサイクル

本計画に基づく取組を着実に推進するため、施策の進捗状況等を定期的に把握するなどPDCAサイクルの取組を推進していく必要がある。このため、町総合計画における実施計画などにより、PDCAサイクルを行う。



3 計画の見直し

本計画は、社会状況の変化、国、県、本町等の強靱化施策の取組状況等を考慮しつつ、町総合計画等の見直し等に併せ必要な検討を行い、必要に応じ見直しを行うものとする。

[巻末1] 脆弱性評価結果

脆弱性評価の結果は、次のとおりである。

- ※ ○印の横に記載する【】内の文字は課題を所管する部署を記載したもの。
- ※ (再掲)：部署の横に記載

<事前に備えるべき目標>

1 直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 1-1

地震等による建築物の大規模倒壊・火災による死傷者の発生(二次災害を含む)

課題 1-1-1

○観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理【総務課】

課題 1-1-2

○社会福祉施設等の安全確保対策【福祉課】

課題 1-1-3

○公共施設等の整備【地域整備課及び関係各課】

課題 1-1-4

○消防施設の整備【総務課】

課題 1-1-5

○防災設備の整備【総務課】

課題 1-1-6

○防災資材等の整備【総務課】

課題 1-1-7

○公営住宅の耐震・不燃化促進【地域整備課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 1-1

地震等による建築物の大規模倒壊・火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

課題 1-1-8

○学校及び教育施設の安全確保【学校教育課、生涯学習課】

課題 1-1-9

○民間住宅の耐震化促進【地域整備課】

課題 1-1-10

○公園等の整備【地域整備課】

課題 1-1-11

○公共建築物の安全確保【総務課】

課題 1-1-12

○文化財及び史跡の災害予防対策【生涯学習課、世界遺産登録推進室】

課題 1-1-13

○防災上重要な建築物等の耐震性確保【地域整備課】

課題 1-1-14

○木造住宅の耐震性確保【地域整備課】

課題 1-1-15

○火災予防の徹底【総務課】

課題 1-1-16

○民間防災組織の育成【総務課】

課題 1-1-17

○予防査察の強化【総務課】

課題 1-1-18

○防災士の育成、教育指導【総務課】

課題 1-1-19

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 1-1

地震等による建築物の大規模倒壊・火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

○石油類の安全管理【総務課・二戸地区広域行政事務組合】

課題 1-1-20

○高圧ガス・火薬類の安全管理【総務課・二戸地区広域行政事務組合】

課題 1-1-21

○化学薬品の安全管理【総務課・二戸地区広域行政事務組合】

課題 1-1-22

○総合的な消防計画の策定【総務課・二戸地区広域行政事務組合】

課題 1-1-23

○消防活動体制の整備強化【総務課・二戸地区広域行政事務組合】

課題 1-1-24

○消防特殊車両等の増強【総務課・二戸地区広域行政事務組合】

課題 1-1-25

○消防水利の確保【総務課】

課題 1-1-26

○消防施設の整備【総務課・二戸地区広域行政事務組合】

課題 1-1-27

○岩手県山火事防止対策推進協議会への参画【総務課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 1-2

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

課題 1-2-1

○河川改修事業【地域整備課】

課題 1-2-2

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 1-2

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

○砂防事業【地域整備課】

課題 1-2-3

○水害予防対策【総務課・地域整備課】

課題 1-2-4

○浸水想定区域の公表及び周知【総務課】

課題 1-2-5

○風害予防の普及啓発【総務課】

課題 1-2-6

○気象予報・警報等の伝達計画【総務課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 1-3

大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

課題 1-3-1

○火山観測業務の整備【総務課】

課題 1-3-2

○土砂災害予防対策の推進【総務課、関係各課】

課題 1-3-3

○土砂災害警戒情報の発表【総務課】

課題 1-3-4

○避難指示等のための情報提供【総務課・まちづくり課】

課題 1-3-5

○土砂災害緊急情報の発表【総務課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 1-4

暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

課題 1-4-1

○雪崩危険個所の調査及び周知【地域整備課、総務課】

課題 1-4-2

○除雪対策【地域整備課】

課題 1-4-3

○凍雪害予防対策【地域整備課】

課題 1-4-4

○鉄道交通の確保【まちづくり課】

課題 1-4-5

○医療の確保【健康子ども課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 1-5

情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

課題 1-5-1

○防災知識の普及【総務課】

課題 1-5-2

○職員に対する防災教育【総務課】

課題 1-5-3

○住民等に対する防災知識の普及【総務課】

課題 1-5-4

○児童、生徒等に対する防災教育【学校教育課】

課題 1-5-5

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 1-5

情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○防災文化の継承【総務課】

課題 1-5-6

○住民等による地区内の防災活動の推進【総務課】

課題 1-5-7

○防災訓練計画【総務課】

課題 1-5-8

○防災行政無線の整備・更新【総務課、まちづくり課】

課題 1-5-9

○その他の通信施設の整備・更新【総務課、まちづくり課】

課題 1-5-10

○非常・緊急通話用電話の指定【総務課】

課題 1-5-11

○通信運用マニュアルの作成等【総務課】

課題 1-5-12

○町の避難計画【総務課】

課題 1-5-13

○学校、病院、社会福祉施設等における避難計画①【総務課】

課題 1-5-14

○学校、病院、社会福祉施設等における避難計画②【学校教育課、健康子ども課、福祉課】

課題 1-5-15

○学校、病院、社会福祉施設等における避難計画③【総務課、商工観光課、生涯学習課、世界遺産登録推進室】

課題 1-5-16

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 1-5

情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○広域一時滞在【総務課】

課題 1-5-17

○避難道路の整備等【地域整備課】

課題 1-5-18

○避難場所等の環境整備【総務課】

課題 1-5-19

○避難行動要支援者名簿の整備・更新【福祉課、総務課】

課題 1-5-20

○避難に関する広報【総務課、まちづくり課】

課題 1-5-21

○避難訓練の実施【総務課】

課題 1-5-22

○要援護者の実態把握【福祉課、総務課】

課題 1-5-23

○災害情報等の伝達体制の整備【総務課、まちづくり課、福祉課】

課題 1-5-24

○避難誘導【総務課、関係各課】

課題 1-5-25

○生活相談【総務課、福祉課】

課題 1-5-26

○基地局整備の促進【まちづくり課】

＜事前に備えるべき目標＞

2 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 2-1

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

課題 2-1-1

○支援物資供給体制の整備【総務課】

課題 2-1-2

○備蓄計画の策定【総務課】

課題 2-1-3

○備蓄体制の強化【総務課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 2-2

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

課題 2-2-1

○通信手段の確保【総務課、まちづくり課】

課題 2-2-2

○救出方法の確保【総務課・二戸地区広域行政事務組合】

課題 2-2-3

○防災体制の強化【総務課】

課題 2-2-4

○応急復旧用通信設備の利用又は使用【総務課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 2-3

自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救出活動の絶対的不足

課題 2-3-1

○災害警備計画の策定【総務課】

課題 2-3-2

○警察関連施設の整備【岩手県警察本部】

課題 2-3-3

○代替庁舎の確保及び移転訓練【総務課】

課題 2-3-4

○職員招集訓練の実施【総務課、関係各課】

課題 2-3-4

○広域防災拠点の充実【総務課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 2-4

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

課題 2-4-1

○病院における避難計画【総務課、福祉課】

課題 2-4-2

○災害情報等の伝達体制の整備【総務課、まちづくり課】（再掲）

課題 2-4-3

○医薬品等の供給体制の確保【総務課、健康こども課】

課題 2-4-4

○広域災害・救急医療情報システムの整備【総務課、健康こども課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 2-4

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

課題 2-4-5

○再生可能エネルギーの活用【まちづくり課】

課題 2-4-6

○地域医療環境の確保【健康子ども課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 2-5

被災地における感染症等の大規模発生

課題 2-5-1

○感染症予防用資器材等の確保【健康子ども課】

課題 2-5-2

○感染症情報の収集及び広報【健康子ども課】

課題 2-5-3

○感染症の発生状況及び動向の把握（サーベイランス）【健康子ども課】

課題 2-5-4

○積極的疫学調査【健康子ども課】

課題 2-5-5

○健康診断【健康子ども課】

課題 2-5-6

○清潔方法【水環境課】

課題 2-5-7

○ねずみ族、昆虫等の駆除【水環境課】

課題 2-5-8

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 2-5

被災地における感染症等の大規模発生

○生活の用に供される水の供給【水環境課】

課題 2-5-9

○臨時予防接種【健康子ども課】

課題 2-5-10

○避難所における感染症予防活動【健康子ども課】

<事前に備えるべき目標>

3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 3-1

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

課題 3-1-1

○本庁舎の耐震化【総務課】

<事前に備えるべき目標>

4 地域経済システムを機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 4-1

サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

課題 4-1-1

○風評被害防止計画【商工観光課】

課題 4-1-2

○商工・観光・交流・伝統産業・地場産業・新たな仕事の創出【商工観光課】

課題 4-1-3

○町の経済振興【商工観光課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 4-2

食料等の安定供給の停滞

課題 4-2-1

○物資の需給調整【総務課】

＜事前に備えるべき目標＞

5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 5-1

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

課題 5-1-1

- 燃料等供給の確保【総務課】

課題 5-1-2

- 電力施設の安全確保【総務課】

課題 5-1-3

- 電気工作物の予防点検【総務課】

課題 5-1-4

- ガス施設の安全確保【総務課】

課題 5-1-5

- 防災広報活動【総務課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 5-2

上水道等の長時間にわたる供給停止

課題 5-2-1

- 上水道施設【水環境課】

課題 5-2-2

- 施設の整備【水環境課】

課題 5-2-3

- 給水体制の整備【水環境課】

課題 5-2-4

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 5-2

上水道等の長時間にわたる供給停止

- 下水道施設【水環境課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 5-3

県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

課題 5-3-1

- 道路の整備【地域整備課】

課題 5-3-2

- トンネルの整備【地域整備課】

課題 5-3-3

- 障害物撤去用資機材の整備【地域整備課】

課題 5-3-4

- 鉄道施設の整備【鉄道事業者・まちづくり課】（再掲）

課題 5-3-5

- 情報連絡体制の確立【地域整備課】

課題 5-3-6

- 緊急輸送道路の指定【地域整備課】

課題 5-3-7

- 信号機電源付加装置の整備【地域整備課】

＜事前に備えるべき目標＞

6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 6-1

ため池等の損壊・機能不全による複合災害・二次災害の発生

課題 6-1-1

○農地や農業水利施設等の生産基盤整備【農林課】

課題 6-1-2

○ため池等の保全対策、ため池ハザードマップの作成【農林課】

課題 6-1-3

○山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備【農林課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 6-2

農・森林等の荒廃による被害の拡大

課題 6-2-1

○移住・定住支援①【まちづくり課】

課題 6-2-2

○移住・定住支援②（就農等）【農林課】

課題 6-2-3

○農林業の振興【農林課】

＜事前に備えるべき目標＞

7 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 7-1

災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

課題 7-2-1

○災害廃棄物処理対策①（排出量の把握）【水環境課】

課題 7-2-2

○災害廃棄物処理対策②（事業者による処理）【水環境課】

課題 7-2-3

○廃棄物収集運搬用資機材の確保【水環境課】

課題 7-2-4

○臨時ごみ集積所の確保【水環境課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 7-2

復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

課題 7-2-1

○ボランティアの育成等【総務課・福祉課】

課題 7-2-2

○防災ボランティア・リーダー等の養成【総務課】

課題 7-2-3

○防災ボランティアの登録【総務課】

課題 7-2-4

○防災ボランティアの受入体制の整備【総務課】

課題 7-2-5

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 7-2

復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○岩手県地域防災サポーター派遣等による自主防災組織の結成促進【総務課】

課題 7-2-6

○自主防災組織を対象とした研修会等の開催【総務課】

課題 7-2-7

○消防団の活性化【総務課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 7-3

地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

課題 7-3-1

○自主防災組織の結成促進及び育成【総務課】

課題 7-3-2

○自主防災組織の活動支援【総務課】

課題 7-3-3

○若者の交流・結婚支援【まちづくり課】

課題 7-3-4

○子育て支援【まちづくり課、健康子ども課、地域整備課】

課題 7-3-5

○支え合うコミュニティの拡充【まちづくり課】

課題 7-3-6

○仕事と生活の調和を通じた若者・女性の活躍支援【まちづくり課】

課題 7-3-7

○地域の魅力度の向上【まちづくり課】

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 7-3

地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

課題 7-3-8

○生活を支える共通基盤の充実【まちづくり課】

課題 7-3-9

○健康で長生きできる生活支援【まちづくり課】

課題 7-3-10

○人間力の強化支援【まちづくり課】

課題 7-3-11

○活気ある地域社会の形成【まちづくり課】

【巻末2】 個別事業一覧

※以下、各個別事業については必要に応じて毎年度等の交付金・補助金等の申請手続きを継続する。

事業名	事業の概要	想定している 交付金・補助 事業名等	事業スケジュール					担当部署
			R3	R4	R5	R6	R7	
① 町営住宅の 屋根・外壁塗装	町営住宅の長寿命化を図るため屋根・外壁の塗装を実施	社会資本整備 総合交付金		▶		▶	▶	地域整備課
② 町営住宅の 耐震改修工事	町営住宅の長寿命化を図るため耐震改修を実施	防災・安全 交付金	▶		▶			地域整備課
③ 木造住宅耐震診断	住宅の所有者が該当住宅の耐震診断を希望する場合、診断士を派遣	防災・安全 交付金	▶	▶	▶	▶	▶	地域整備課
④ 木造住宅耐震改修	木造住宅の倒壊等による災害を防止するために旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施	防災・安全 交付金	▶	▶	▶	▶	▶	地域整備課
⑤ 道路橋定期点検	橋梁の長寿命化を図るため定期点検を実施	防災・安全 交付金		▶			▶	地域整備課
⑥ 橋梁長寿命化対策 工事	定期点検で対象となった橋梁を修繕し長寿命化を図る	道路 メンテナンス 補助金	▶	▶	▶	▶	▶	地域整備課
⑦ トンネル定期点検	トンネルの長寿命化を図るため定期点検を実施	防災・安全 交付金		▶				地域整備課
⑧ 小中学校 エアコン設置工事	エアコンの整備	学校施設環境 改善交付金	▶					学校教育課

事業名	事業の概要	想定している 交付金・補助 事業名等	事業スケジュール					担当部署
			R3	R4	R5	R6	R7	
9 一戸小学校 屋根等改修工事	屋根等の改修し長寿命化を図る	起債	▶					学校教育課
10 小鳥谷小学校 屋内運動場 長寿命化改修工事	屋内運動場を改修し長寿命化を図る	学校施設環境 改善交付金			▶			学校教育課
11 公共下水道 終末処理場 改築事業	R1 年度策定済みのストックマネジメント計画を基に、設備の改築・更新を行う	防災安全 交付金	▶	▶	▶	▶	▶	水環境課
12 農業集落排水施設 改築更新事業	農業集落排水施設の改築・更新のための調査、実施設計及び改築・更新工事	農山漁村地域 整備交付金	▶	▶				水環境課
13 公共浄化槽等整備 推進事業	浄化槽の整備	循環型社会形成 推進交付金 (浄化槽分)	▶	▶	▶	▶	▶	水環境課
14 水道管路耐震化 事業	重要給水施設配水管、配水池の耐震化事業	生活基盤等 施設耐震化等 交付金	▶	▶	▶	▶	▶	水環境課
15 草地畜産基盤整備 事業(草地林地総合 整備型)	草地及び飼料畑の造成整備、家畜保護施設、飼料調整貯蔵施設を一体的に整備	農山漁村地域 整備交付金	▶					農林課

事業名	事業の概要	想定している 交付金・補助 事業名等	事業スケジュール					担当部署
			R3	R4	R5	R6	R7	
16 林道橋維持補修 事業（小根反橋）	小根反橋（林道小根反線） 路面修繕補修	—		▶				農林課
17 町営火葬場 移転整備事業 （火葬場建築木造 部分）	町営火葬場新築に係る木 造部分の補助	林業成長 産業化対策 事業	▶	▶				農林課
18 森林病虫害等駆除 事業	松くい虫被害拡大防止対 策（現在は県補助だがそ のうち国庫補助になるかも）	—	▶	▶	▶	▶	▶	農林課
19 農地整備事業 （通作条件整備） 保全対策型	農道橋の（高森高原橋）補 修工事	農山漁村 地域整備 交付金	▶	▶	▶			農林課
20 農地整備事業 （経営体育成型）	鳥海地区ほ場整備事業	農業 競争力強化 農地整備事業	▶	▶	▶			農林課
21 農地整備事業	姉帯地区ほ場整備事業	農業 競争力強化 農地整備事業			▶	▶	▶	農林課
22 農地整備事業	駒木地区ほ場整備事業	農業 競争力強化 農地整備事業			▶	▶	▶	農林課

用語

か

○ 業務(事業)継続計画

BCP (Business Continuity Plan) とも言う。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。

○ 緊急輸送道路

大規模災害時に県内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する道路。

○ 国土強靱化(こくどきょうじんか)／ナショナルレジリエンス

大規模自然災害などが発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、「強さとしなやかさ」を備えた国土・地域・経済社会を平時から構築していこうとすること。国では、この理念に基づく国土強靱化基本法を公布・施行するとともに国土強靱化基本計画を策定している。

さ

○ 災害派遣医療チーム

DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とも言う。災害現場に派遣される医療チームのことで、医師及び看護師等で構成される。

○ 災害廃棄物

災害により損壊・流出した家屋・家財・自動車・倒木などがれきのこと。

○ 再生可能エネルギー

石油や石炭といった有限な資源とは違い、太陽光や風力、地熱、バイオマスといった自然界に常に存在するエネルギーのこと。

○ サプライチェーン

供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売の業務のつながりのこと。

○ 指定避難所

被災した住民が一定期間生活を送るための施設のうち、町があらかじめ指定した避難施設。

○ 冗長性(じょうちょうせい)

余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていること。

○ 脆弱性(ぜいじゃくせい)

一般的には「脆くて弱い性質または性格」のことをさす。国土強靱化においては、「最悪の事態」を回避するために、現状が有する問題点や課題などのこと。

た

○ 大規模盛土造成地マップ

大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地の概ねの範囲を示したもので、盛土造成地についての防災意識を向上させるための地図。

○ 地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき、町域における各種災害や大規模事故などに関し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、町の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、住民等がそれぞれ相互に協力して災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画。

○ 同報系防災行政無線

屋外拡声器等により、町から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムのこと。車載型や携帯型により、主として行政機関内の通信手段とするものは移動系防災行政無線という。

○ 道路啓開

大規模自然災害の発生による道路の寸断によって、負傷者の救助・救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出ないように、障害物の除去等を実施し、人員や物資等の輸送道路を確保すること。

は

○ ハザードマップ

災害の種別ごとに被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所の位置などを表示した地図。

○ 避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者（高齢者、障がい者、乳児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第1種身体障害者手帳、要介護認定3～5など）に該当する人。

○ プログラム

大規模災害がもたらす、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部署横断的な施策の集まり。

○ PDCAサイクル

計画や事業の不断の見直しを推進する手法の一つ。計画（Plan）を策定した後も、計画的に実施し（Do）、結果を評価し（Check）、見直し・改善を加え（Action）、次の計画（Plan）へ反映するという過程を繰り返すこと。

ま

○ マグニチュード(M)

地震の規模を表す指標で、マグニチュードが1大きくなると地震のエネルギーは約30倍、2大きくなると約1,000倍になるという関係がある。

ら

○ リスクシナリオ

本計画においては、脆弱性を評価するにあたって想定した「起きてはならない最悪の事態」のこと。